

## 羽村市事業仕分け 議事録

<b>実施日</b>	平成 22 年 12 月 11 日（土曜日）
<b>会 場</b>	市役所 4 階会議室（第 1 会場）
<b>事業名</b>	1 - 2 障害者（児）理容等サービス費用助成事業
<b>出席者 （敬称略）</b>	【コーディネーター】金子憲 【仕分け人】秋山法、指田勇、雨倉壽男、野澤実穂枝
<b>担当課</b>	障害福祉課
<b>質疑応答</b>	<p>（仕分け人）利用者数の変動はどのような理由が考えられるか。また、移動困難者の方はどのような方法で利用しているのか。</p> <p>（説明者）平成 21 年度は、対象者の 57%が利用している。対象者に対しての周知を徹底していることから、利用者が増えてきていると考えている。現在 13 名の移動困難者に対して、出張サービスを行っている。</p> <p>（仕分け人）助成額の算定基準は、一般の方が散髪をするときにかかる費用を想定しているのか。</p> <p>（説明者）一般の方の費用を想定している。</p> <p>（仕分け人）移動困難者については、出張費だけを市が助成し、散髪代は個人が負担するということは考えられないのか。</p> <p>（説明者）市が助成するのは出張費のみとし、散髪代は個人に負担してもらおうというのも方法の一つであるとする。</p> <p>（仕分け人）平成 21 年度の利用者は、延べ人数か。</p> <p>（説明者）延べ人数ではなく、実利用人数である。</p> <p>（仕分け人）対象者の障害の程度が 2 級以上又は 2 度以上というのは、どのような障害なのか。</p> <p>（説明者）いずれも重度の障害者である。</p> <p>（仕分け人）自分で理容に通える人の中にも対象者になる人がいるのか。</p> <p>（説明者）内部機能障害の方も対象となる。例えば、ペースメーカーを使用している人は、障害の程度は 1 級となる。障害のない方と同様の生活ができる方も対象である。</p> <p>（仕分け人）理容組合及び美容師会に所属している事業者の数はどのくらいか。</p> <p>（説明者）市が契約している店舗数は、理容店が 40 店舗、美容店が 36 店舗である。</p> <p>（仕分け人）事業開始以前に、このような事業を実施してほしいというような要望はあったのか。</p> <p>（説明者）特になかったが、寝たきりの方や知的障害者へのサービスは検討していた。</p> <p>（仕分け人）開始年度の時代よりは、障害者に対する理解は広まっている</p>

と思うので、誰でも対象というのではなく、所得制限を設けることも検討できないか。

(説明者) 平成 19 年度に福祉施策審議会に審議をお願いしたところ、上下水道使用料の助成や交通災害加入費の助成などについては、経済的給付を目的としているため、所得制限を設けるべきとの意見をいただいたことから、非課税者世帯に特化した。しかし、理容等サービス費用助成などの福祉的給付については、所得制限は設けていない。

(仕分け人) 事業を開始した時代よりは、障害者に対する理解は広まってきていると思う。金銭的に困っている人へのサービスは必要だが、利用率も高くない事業を実施する必要はあるのか。

(説明者) 対象者を見直す場合、所得制限を設けることと、移動困難者へ特化するということの 2 つの考えができる。

(仕分け人) 使いきれなかった理容券は回収しているのか。

(説明者) 未使用の券については回収をしている。

(仕分け人) 理容は 4,500 円のチケットが 6 枚で 27,000 円、美容は 1,000 円のチケットが 24 枚で 24,000 円だが、金額の違いの理由はなにか。

(説明者) 理容については 4,500 円が上限だが、利用するサービスは、3,800 円や 4,000 円が多く、実質利用額としては、24,000 円程度が多い。

(仕分け人) 業者が、3,800 円しかかかかっていなかったものを 4,500 円かかったとして不正に請求することはできるのか。

(説明者) それはない。

(仕分け人) 繁忙時に受け入れてもらえないためという実施理由であるが、予約をすれば散髪ができるので、市が助成する必要性はないように思える。

(説明者) 障害のある方は、環境を変えたくないという方も多いので、信頼関係のインセンティブが取れている。

(仕分け人) 人件費について、主事が 310 時間とあるが、主事の仕事の内容はどのようなものなのか。

(説明者) 4 月と 10 月に一斉受付を行う時期があり、理容券の作成や受付、金券の換金や店舗への支払いといった事務がある。

(仕分け人) 他市の事業費について教えていただきたい。

(説明者) 府中市は、一人あたり 42,400 円、事業費が約 136 万円。武蔵野市は、一人あたり 24,690 円、事業費が約 810 万円。青梅市は、一人あたり 16,800 円、事業費が約 30 万円。国分寺市は高齢者も対象であり、理容は一人あたり 14,660 円、美容は 9,940 円、事業費は、約 700 万円。狛江市は、一人あたり 24,000 円、事業費は約 27 万円。多摩市は、一人あたり 33,660 円、事業費は約 34 万円である。

(仕分け人) 26 市の中で、総事業費が一番大きいのは羽村市なのか。

(説明者) 26 市の中では、羽村市が一番総事業費が大きい。他市は、助成制度一覧のパンフレットを渡す程度で、詳しく説明をしないところが多い

ようだ。

羽村市は、障害のある方に対して、福祉のしおりに基づき該当するサービスを説明するため利用率が高い。

また、移動困難者以外も対象としているため、結果的に利用者が多いということである。

なお、対象者を移動困難者に特化しているという市はあるが、所得制限を設けている市はない。

**(仕分け人)** 最近の羽村市の財政状況を見ると、扶助費などの経常的経費が大幅に伸びており市財政を圧迫している。

こうした厳しい財政状況を鑑みると、本制度の運用にあたっては、所得制限を設けることや、助成事業の対象者を移動が困難な方々に特化することなどの検討が不可欠だと思う。

**(仕分け人)** 所得制限を設けることは難しいのか。

**(説明者)** 障害のある方に対するタクシー費用の助成やガソリン費の助成では所得制限を設けているため、技術的には難しいことではない。

**(仕分け人)** 障害者に対する同種の他事業はどのようなものがあるのか。

**(説明者)** タクシー費用の助成、ガソリン費の助成、機能回復施術費の助成、上下水道使用料の助成、交通災害加入費の助成などがある。

**(仕分け人)** 所得制限を設けた場合は、何か問題はあるか。

**(説明者)** 特に問題はない。特別障害者手当に係る所得限度額と同様の所得制限を設けた場合、平成 21 年度の利用者では、対象者が約 480 人になり、4%の減となる。

**(仕分け人)** 福祉の立場からすると、障害者に対して、所得の大小にかかわらず平等に支援をしなければならないということがあるのか。

**(説明者)** サービスの種類にもよるが、この事業についてはそのようなことはない。

**(仕分け人)** 所得制限を設ける場合、どのような制限になるのか。

**(説明者)** 特別障害者手当に係る所得限度額と同様の所得制限を設ける方法と、非課税世帯に限定する方法の 2 種類あるが、非課税世帯に限定した場合の対象者は約 350 人となり事業費は約 700 万円となる。

<b>判 定</b>	<p>市が実施 事業規模を縮小すべきである。</p> <p>【廃止 1 人、市が実施（改善が必要） 4 人】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・今のままであれば廃止。</li><li>・移動困難者については継続し、障害の程度に応じた金額設定を検討してほしい。</li><li>・移動困難者に対しては引き続き助成が必要である。</li><li>・羽村市の財政状況をみると、今後、少子高齢化社会の進展に伴い、歳出面では扶助費などの経常的経費の増加が見込まれ、経常収支比率の上昇など財政構造の硬直化が進むと予想される。こうした厳しい財政状況を鑑みると、本制度は、福祉的給付を目的としているので、所得制限を設けることや、助成事業の対象者を移動が困難な方々に特化することなどの検討が必要だと思われる。</li></ul>
------------	---